

答 申 第 3 2 号  
平成16年11月17日

青森県知事 殿

青森県情報公開審査会  
会 長 石 岡 隆 司

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

平成14年2月12日付け青秘第61号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

知事の日程を記した文書に係る一部開示決定処分に対する異議申立てについての諮問

## 第 1 審査会の結論

青森県知事は、異議申立ての対象となった一部開示決定処分において不開示とされた別表 1 から別表 3 までの 2 欄記載の部分のうち、同 5 欄記載の各部分を開示することが妥当である。

## 第 2 諮問事案の概要

### 1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成13年 8 月22日、青森県知事（以下実施機関としての青森県知事を「実施機関」という。）に対し、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、「知事の毎日の動静（日程・実績）を記した文書（1997年度～2001年度）」について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、次の(1)から(5)までに掲げる行政文書を本件開示請求に係る行政文書として特定した上で、これらの行政文書のそれぞれについて、「知事の公務以外の部分」及び「知事の公務に関する情報のうち、相手方の電話番号等の個人の基本的な情報及び心身の状況に関する情報」を条例第 7 条第 3 号に該当するとして不開示とする一部開示決定を行い、(1)については平成13年10月 9 日、(2)については平成13年11月 8 日、(3)については平成13年11月27日、(4)については平成13年12月 14日、(5)については平成13年12月21日、異議申立人に通知した。

- (1) 知事の日程を記した文書（1997年 4 月分から1998年 3 月分まで）
- (2) 知事の日程を記した文書（1998年 4 月分から1999年 3 月分まで）
- (3) 知事の日程を記した文書（1999年 4 月分から2000年 3 月分まで）
- (4) 知事の日程を記した文書（2000年 4 月分から2001年 3 月分まで）

(5) 知事の日程を記した文書（2001年4月分から2001年11月分まで）

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成14年1月25日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、2の(3)から(5)までの各行政文書（以下「本件行政文書」という。）について実施機関が行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てを行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分のうち、「知事の公務以外の部分」として不開示とされた部分を開示するとの決定を求めるといものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している異議申立ての理由は、異議申立書、反論書及び意見書によると、おおむね、次のとおりである。

(1) 有権者にとって、選挙によって知事職に就いた人物が公約を守るのか否かに加え、県行政のトップとして、政治家として、どのような言動、行動をとるのかということも最大の関心事となる。

従って、知事の政務に関する情報が仮にあるのであれば、単に「公務以外」であるからプライバシーに該当すると結論づけて一律に不開示とするべきではない。知事が適正に公務を執行しているか否かを検証し得る情報が開示されることの利益は、有権者にとって極めて大きい。

(2) また、報道されている政務に限って付け加えれば、記者が会場内の様子を取材したり、知事本人が取材に対応したケースさえあること、さらに報道によって一般読者にとって既知の事実であることから考えれば、その情報を不開示にすることの方が不自然であろう。これを一律にプライバシーと考えることは妥当ではない。

少なくとも、政務が政治資金パーティーであり、知事本人が記者の取材に応答し、報道済みであるのに、そのパーティーの名称、会場、時間などまでプライバシーを理

由に不開示とする対応は、「県民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な県政の推進に寄与することを目的とする」と定めた条例第1条の精神に反する。

(3) 本件処分の通知書において「開示しない部分」を「知事の公務以外の部分」、「知事の公務に関する情報のうち、相手方の電話番号等の個人の基本的な情報及び心身の状況に関する情報」と記載したのみで、個々の不開示部分が前者に該当するのか、あるいは後者かを示さない方法をとったことが不当だと考える。

二つの理由はその性格が全く異なり、しかも、本件処分の個々の不開示部分がどちらに該当するのか類推することも極めて困難である。

(4) 知事の「公務以外の部分」のうち、政務に関する情報は基本的に開示されるべきだと考える。不開示部分のうちどれが政務であるのか全く不明なため、やむを得ず「知事の公務以外の部分」のすべてを開示するとの決定を求める趣旨の異議申立てを行い、インカメラ審査による判断を仰ぎたいと考えたものである。

(5) 知事の公務に関する情報とは、県民にとって生命、健康、生活、又は財産を保護するために必要不可欠な情報であり、公務との密接な関連を持つ政務に関する情報も、県民にとって極めて価値の高い情報とすることができる。特に、公務時間帯に行う政務は、公務に支障をきたす可能性があることを考えれば、不開示にするべきではないだろう。

(6) 公職者、まして直接選挙によって選ばれる知事については、県民の負託にきちんと応えているか否か、有権者の判断材料となる情報は、私人の電話番号などといった相手先にかかわるプライバシーに必要な配慮をした上で最大限、公開されるべきである。

(7) 本件異議申立ての対象とした文書は、知事の動静に関する情報を秘書課がまとめた文書である。今後、秘書課が「公務ではない」という理由だけで知事職にある者の動静に関する情報を一律に伏せることを認めてしまえば、県民の被る損害は極めて大きいと言わざるを得ない。情報開示の範囲を狭めてはならない。

(8) 本件において知事は政務を理由に開示を拒み、自らの行動に目隠しする結果をもたらした。公人については、究極の個人情報である病気でさえも、公人が主権者の負託に十分こたえることが可能な状態であるか否かという点で、主権者の知る権利の対象になり得る。「公務以外」を一律に伏せ、情報開示を狭義に捉える県の姿勢は、民主主義に対する無理解と条例解釈の誤りを示すものである。

(9) 県職員が私的な立場で、知事への窓口になっているケースもあるということだが、それは正常な状態といえるのか。

公務時間帯に私的な口利きをしたのであれば、地方公務員法が定める「職務に専念する義務」に違反するのではないか。それ以前に、全体の奉仕者であるべき公務員としての心構えを疑う。県職員の働きが妥当かどうか検証できるよう情報を開示し、主権者の判断を仰ぐべきである。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、理由説明書等によると、おおむね、次のとおりである。

##### 1 本件行政文書の性格

知事の日程を記した文書（以下「日程表」という。）は、日程担当が知事の公務の日程管理をスムーズに行うため作成しているものであり、知事の日々の日程に関する時間、場所、名称等の個人情報が記載されている。

「日程表」に記載されているこれらの個人情報には、知事が実際に公務を遂行する時間、場所、名称等の知事としての公務の日程に関する情報のほか、公務以外の日程に関する情報、具体的には政務の日程に関する情報及び私事の日程に関する情報も含まれている。

知事としての公務の日程は、県において決定するものであり、当該日程に関する情報を「日程表」に書き込んでいるものである。

一方、知事の公務以外の日程に関する情報については、県において関与しないものであるが、公務日程の調整・管理の必要上、特に依頼して提供していただき、「日程表」に書き込んでいるものである。

##### 2 詳細な不開示理由等

(1) 条例に基づく開示請求がなされた場合、条例の規定により開示決定等をしなければならないことになっているので、本件開示請求に対しては、条例の規定に基づき決定したところである。

本件行政文書については、条例第8条の規定に基づき、条例第7条第3号（個人情報）に規定する不開示情報を除き、一部開示としたものである。

(2) 「日程表」には、知事の日々の日程に関する時間、場所、名称等の個人情報が記載されている。

このような個人情報のうち、知事としての公務の日程に関する情報については、条例第7条第3号ただし書八（公務員情報）に該当するので、他に不開示とする要件に該当しない限り開示することとしたが、知事の公務以外の日程に関する情報については当該同号ただし書八に該当せず、かつ、同号ただし書イ及びロにも該当しないので不開示としたものである。

なお、異議申立人は、知事が適正に公務を執行しているか否かを検証し得る情報が開示されることの利益は、有権者にとって極めて大きいので、知事の「公務以外の部分」のうち、政務に関する情報は基本的に開示されるべきだと考えているが、前述のとおり、条例に基づく開示請求がなされた場合、条例の規定により開示決定等をしなければならないことになっているので、前述の理由により条例の規定に基づき、知事の公務以外の日程に関する情報については不開示としたものである。

また、異議申立人は、実施機関が本件処分の決定通知書において「開示しない部分」を「知事の公務以外の部分」、「知事の公務に関する情報のうち、相手方の電話番号等の個人の基本的な情報及び心身の状況に関する情報」と記載したのみで、個々の不開示部分が前者に該当するのか、あるいは後者かを示さない方法をとったことが不当だと考えていると主張している。

決定通知書を記載するに当たって、開示しない部分を特定することになっているので、その特定に当たって不開示部分を便宜上「知事の公務以外の部分」、「知事の公務に関する情報のうち、相手方の電話番号等の個人の基本的な情報及び心身の状況に関する情報」と表示したものであるが、不開示とした理由は、前者又は後者に該当する個々の不開示部分のすべてについて「条例第7条第3号該当・個人のプライバシーに関する情報であるため」であることから、マスキングした個々の不開示部分のすべてについてそれが前者か後者かを逐一示す必要はなく、決定通知書に記載した内容で足りると考えたものである。

(3) 知事の公務以外の日程に関する情報については、日程表に記載されている情報以外の内容については把握していないものである。

(4) 年度でばらつきはあるが、公務については、日程に庁内担当課等を記載してあるが、公務以外については記載していない。職員が、普段、仕事で付き合いのある者から依頼されて、私的な面会の窓口になっている例があるが、これは、公的な面会の窓口になっているものではないことから、「担当課」という位置づけにならない。

(5) 公務以外の日程のうち、県議会議員、市町村議会議員又は市町村長の表敬について

は、行政に係ることではないことから公務ではないものである。そのため、秘書課等職員の同席もない。また、これらの情報については、表敬する者に関しても特定の個人が識別される情報であり、かつ、県議会議員、市町村議会議員又は市町村長としての職務遂行に関する情報以外の情報であることから、不開示となる。なお、知事への県議会議員、市町村議会議員又は市町村長としての儀礼的な挨拶や行政に関する事項での要望等の場合は、公務となる。

(6) 公務以外の日程のうち、知人との面談等については、個人的な付き合い上のことであり、行政に係ることではないことから、公務ではないものである。そのため、秘書課等職員の同席もない。なお、この情報については、相手に関しても特定の個人が識別される情報であることから、表敬者の側からも不開示となる。

(7) 公務以外の日程のうち、各種会合は、個人的な付き合い上のことであり、行政に係ることではないことから、公務ではないものである。そのため、秘書課等職員の同席もない。また、会費等の県費対応はないものである。なお、この情報のうち個人名が入っている情報については、特定の個人が識別される情報であることから、相手の側からも不開示となる。

(8) 知事の日程については、常日頃から「公務」と「公務以外」を仕訳しており、案内等がある都度、どちらに該当するのか判断している。

この様な中で、知事の「公務以外の政務・私事」に係る日程に関する情報については、法令若しくは他の条例の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている種類の情報ではないと判断したこと、現に閲覧に供するなど、誰もが知りうる状態には置かれておらず、また、叙勲者名簿等各種表彰者名簿のように、その情報を提供することを予定しているという慣行もないと判断したことにより、条例第7条第3号ただし書イに該当しないと判断したものである。

(9) 行政文書の（一部）開示決定に当たっては、個人の秘密その他の通常他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに開示されることのないよう最大限の配慮をしながら、「原則開示」の基本理念の精神に則り、判断しているところである。

本件行政文書の一部開示決定に当たっても、非公務員の氏名等については、「個人に関する情報として条例第7条第3号ただし書のいずれにも該当しないことから一律不開示」とはせず、知事の公務に係る部分として条例第7条第3号ただし書ハに該当させながらも、心身の状況に関する情報等については開示しないこととしたところである。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものである（第1条）が、「原則開示」を理念とする本条例においても、条例第7条各号において不開示情報が定められており、個人等の権利利益の保護等との調和を図る必要がある。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が不開示とし、異議申立人が開示を求めている情報が条例第7条各号に該当するかどうかについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

### 2 本件行政文書について

本件行政文書は、青森県総務部秘書課（以下「秘書課」という。）において青森県の知事、副知事及び出納長の日程を管理し、及び調整するため、秘書課職員が作成した文書のうち、平成11年4月1日から平成13年11月30日までの青森県知事の日程を記した部分であり、この期間の青森県知事の行動等が一日ごとに記録されているものである。

本件行政文書のうち、本件処分において実施機関が不開示とした部分（ただし、本件処分において実施機関が「知事の公務に関する情報のうち、相手方の電話番号等の個人の基本的な情報及び心身の状況に関する情報」であるとして不開示としたと認められる部分を除く。）は、別表1から別表3までの2欄記載の部分（以下「本件情報」という。）である。

本件情報には、青森県知事の行動予定そのもの（人物との面談、会合への出席等に係る日程として、おおむね、時刻、青森県知事と面談を行う人物の所属団体の名称、肩書き及び氏名、青森県知事が出席する会合の名称、会合又は面談が行われる場所並びに秘書課職員からの連絡先となる人物の氏名及び電話番号等）及び青森県知事の行動予定に関連する情報（当日の宿泊先、各日程間の交通手段等）が記録されている。

なお、これらの記録自体からは、個々の日程の具体的かつ詳細な内容を窺い知ることはできないものである。

### 3 条例第7条第3号該当性について

実施機関は、条例第7条第3号に該当するとして、本件情報を不開示としているので、

以下、本件情報の条例第7条第3号該当性について検討する。

- (1) 条例第7条第3号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものを不開示情報として規定し、条例第7条第3号から除かれるものとしてただし書イないしハを掲げている。
- (2) 本件開示請求は青森県知事という特定の個人の毎日の動静を記した文書についての開示請求であり、本件開示請求に係る行政文書として特定された本件行政文書に記録されている情報は、青森県知事個人に関する情報であって、青森県知事という特定の個人を識別することができる情報であると認められる。
- (3) そして、本件情報が条例第7条第3号ただし書口に該当しないことは明らかであるので、本件情報の条例第7条第3号ただし書イ及びハへの該当性について、検討する。  
以下、本件情報を次の類型に区分し、これらの区分に従って検討することとする。

ア 青森県本庁舎内の執務場所（以下「庁舎内」という。）における青森県知事の行動に関する記録その他青森県知事個人に関する情報（以下「庁舎内日程」という。）

イ 庁舎内日程以外の情報（以下「庁舎外日程」という。）

- (4) 条例第7条第3号ただし書ハ該当性に係る基本的な考え方について

本件情報には、青森県知事個人に関する情報であって、青森県知事という特定の個人を識別することができる情報が記録されている。

青森県知事は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員であるが、知事は、特別な地位にある地方公務員であると認められることから、本件情報に条例第7条第3号ただし書ハを適用するに当たっては、一般の地方公務員とは異なる考慮をする必要がある。

よって、(3)の区分に従った検討に先立ち、本件情報に条例第7条第3号ただし書ハを適用するに当たっての基本的な考え方を述べることとする。

ア まず、条例第7条第3号ただし書ハの規定は、公務員の職務活動の過程又は結果の記録について、県等の諸活動を説明する責務が全うされるようにするという観点から、当該公務員の個人に関する情報としては不開示とはしない趣旨で設けられた

ものと解される。

ところで、知事は普通地方公共団体の長であるところ、地方自治法（昭和22年法律第67号）第147条では、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表するものとされ、また、同法第148条では、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行するとされている。

これらの規定等に照らすと、青森県知事は、青森県の一般職員とは異なり、青森県の事務の全般について、抽象的かつ包括的な職務を行うものであると認められる。

イ 実施機関は、本件行政文書に記録されている情報を、「公務の部分」と「公務以外の部分」とに分け、「公務の部分」のみが条例第7条第3号ただし書八に該当し、「公務以外の部分」については、公務日程の調整・管理の必要上記録しているに過ぎず、秘書課等職員の同席がなく、本件行政文書に記録されている情報以外の内容を把握していない旨説明している。

確かに、実施機関が青森県知事の「公務以外の部分」として不開示とした情報には、公職への立候補者側が主催する会合に青森県知事が出席する日程など、明らかに「職務の遂行に係る情報」に該当しないものも認められる。

ウ 一方、本件情報の記録自体からは、個々の日程等の具体的かつ詳細な内容を窺い知ることはできず、「公務」該当性に関する実施機関の説明を踏まえても、その判断基準が客観的なものとは言い難い。また、その開示した範囲も限定的に過ぎると言わなければならない。

条例第7条第3号ただし書八の趣旨及び知事の職務内容の特殊性を考慮すると、条例第7条第3号ただし書八に該当する情報を実施機関の判断による「公務の部分」に限定することは適当ではない。

青森県知事個人に関する情報について条例第7条第3号ただし書八を適用するに当たっては、青森県知事の「職務」には、青森県職員により補助されるもの、県費により負担されるもののほか、日時、場所及び面談の相手方等に照らし、客観的・外形的に地方公共団体の長又は執行機関の長として青森県知事が行動するものと認められる行為を含むと解すべきである。

エ 以上、青森県知事のこのような行為に係る情報については、知事の「職務の遂行に係る」情報として、条例第7条第3号ただし書八に該当すると解することが相当である。

#### (5) 区分に従った検討

## ア 庁舎内日程について

### (ア) 青森県知事個人に関する情報としての条例第7条第3号ただし書八該当性について

(4)を踏まえ、庁舎内日程の条例第7条第3号ただし書八該当性について検討する。

- a 庁舎内日程は、庁舎内における青森県知事の行動に関する記録である。
- b 知事室その他の庁舎内は、青森県知事の執務場所であり、そこでの青森県知事の行動は、客観的・外形的には、地方公共団体の長又は執行機関の長としての行動と認められる。
- c よって、庁舎内日程は、その記録自体から青森県知事の私事であることが明らかであると認められるものを除き、青森県知事の「職務」の遂行に係る情報と考えることが相当である。

したがって、このような庁舎内日程は、青森県知事個人に関する情報としては、条例第7条第3号ただし書八に該当する情報であると解することが相当である。

### (イ) 相手方情報を含む庁舎内日程について

庁舎内日程の中には、庁舎内において、青森県知事が面談又は会談（以下「面談等」という。）を行う相手方その他の青森県知事以外の個人（以下「相手方等個人」という。）の氏名その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等（以下「氏名等」という。）の部分が記録されているものが認められる。

相手方等個人の氏名等（ただし、相手方等個人の姓又は氏名と併記されている電話番号を含む。以下「相手方情報」という。）を含む日程等は、相手方等個人に関する情報であって、当該相手方等個人を識別することができる情報であることは明らかである。

そこで、以下、庁舎内日程のうち、相手方情報を含むものについて、相手方等個人に関する情報として、条例第7条第3号ただし書八該当性を検討する。

- a 相手方情報を含む庁舎内日程のうち、相手方等個人が公務員であり、かつ、当該公務員が青森県知事との面談等の相手方本人であると認められるもの

これらは、公務員が、庁舎内において青森県知事と面談等を行う日程であり、客観的・外形的にこれを見た場合には、面談等の相手方である公務員は、公務員としての地位を離れた純然たる私的立場にある個人として青森県知事と面談等を行うものと見ることはできず、青森県知事の職務と関連し、当該公務員の職務として青森県知事と面談等を行うものであると認めることが相当である。

- b 相手方情報を含む庁舎内日程のうち、相手方等個人が公務員ではあるが、青森県知事との面談等の相手方本人ではなく、当該公務員の氏名等が、青森県知事又は青森県知事と面談等を行う者のために、当該日程に関して秘書課職員と連絡し又は調整するために併記されていると認められるもの

この場合、当該公務員は、青森県知事の職務と関連し、当該面談等を補助するという固有の職務を行っているものと認めることが相当である。

以上から、相手方情報を含む庁舎内日程のうち、上記 a 又は b に記録されている当該公務員の職、氏名及び職務遂行の内容に係る部分は、当該相手方等個人に関する情報としても、条例第 7 条第 3 号ただし書八に該当すると認められる。

なお、これら以外の情報は、相手方等個人に関する情報としては、条例第 7 条第 3 号ただし書八に該当せず、また、これを公にする法令等の規定又は慣行も存在しないことから、条例第 7 条第 3 号ただし書イにも該当しない。しかし、当該相手方情報の部分を除くことにより、その他の部分を公にしても、当該相手方等個人の権利利益が害されるおそれはないと認められる。よって、当該相手方情報以外の部分は、条例第 8 条第 2 項が適用され、条例第 7 条第 3 号の情報には該当しない。

## イ 庁舎外日程について

### (ア) 条例第 7 条第 3 号ただし書イ該当性について

- a 青森県知事個人に関する情報としての条例第 7 条第 3 号ただし書イ該当性について

- (a) 異議申立人は、実施機関が不開示とした青森県知事の「公務以外の部分」のうち、政務に関する情報は基本的に開示されるべきであり、その論拠の一つとして、報道されている政務については、青森県知事本人が取材に応じた

ケースがあること、報道によって既知の事実であること等を主張しているものと認められる。この主張は、一面において、本件情報のうち、一定のものが、条例第7条第3号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するとの主張とも解し得る。

しかし、一般に、ある情報が、報道されたことのみから、直ちに、既に公にされているとして、いかなる場面及びいかなる時点においても一般的に公表されるべきものであるということとはできない。

ある情報が、報道によって一時的に公衆の知り得る状態に置かれたとしても、開示請求の時点において公知の事実とは言い得ない場合もある。

また、報道は各報道機関の独自の取材に基づく結果とも言えるのであって、報道されたことのみから、直ちに条例第7条第3号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するということもできない。

- (b) 他方、青森県知事は、青森県民の選挙によってその職位に就くものであり、青森県知事の行動は、広く青森県民の正当な関心の対象であると言うことができる。だからこそ、青森県知事の動向は報道機関によって注目され、その行為の中には、「知事の行動」として報道機関により広く報道されることが通例であるものが多数含まれている。

この種の行為は、報道という形ではあるが、「広く公にされる」ことが通例であると言うことができる。

また、青森県知事が会合等に出席する日程の中には、青森県知事が当該会合等に出席すること自体を、外部に公表、披露することが、もともと予定されていると認められるものも少なからず存在する。

ところで、条例第7条第3号ただし書イの趣旨は、既に公開されているか、あるいは公開されることが予定されている情報は、秘密性がなく、個人に関する情報として保護すべき理由はない、との点にある。

そうすると、「青森県知事が会合等に出席すること自体を、外部に公表、披露することが、もともと予定されている日程」はもちろんのこと、「通常であれば、青森県知事がそのような会合等に出席したことが、青森県知事の行動として報道されるような性格の日程」についても、秘密性が希薄であり、個人に関する情報として保護する理由に乏しいと言わなければならない。

したがって、このような情報は、条例第7条第3号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」と解することができる。

そして、前述のとおり、実際の報道は各報道機関の独自の取材に基づく結

果という側面もある以上、この判断は、「現実に報道されたか否か」ではなく、「当該日程の性格上、通常であれば青森県知事の行動として報道されるようなものか否か（報道され公にされることが慣行と言えるようなものか否か）」との観点からなされるべきである。

以上、青森県知事個人に関するこのような情報は、実施機関自らが公表しているか否か、及び現実に報道されているか否かにかかわらず、条例第7条第3号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当すると解することが相当である。

- (c) このような観点から庁舎外日程について検討すると、次の から までに掲げる会合に青森県知事が出席すると認められる日程（以下「特定の政治的活動に係る日程」という。）は、特段の事情のない限り、当該会合の性格上、これに青森県知事が出席したこと自体が、通例、広く報道されると予期されるもの、あるいは、当該会合の性格上、青森県知事が当該会合に出席することが広く知られることを目的としているか、少なくとも、外部に公表、披露されることをもともと予定して開催し、又は出席するものであると認められる。

政党その他の政治団体が主催する会合

県議会議員又は市町村議会議員によって構成される会合であって、不特定の者が当該会合の開催を知り得るもの

公職就任者（青森県知事を含む。）若しくは公職候補者又はその支持者が主催する会合であって、不特定の者が当該会合の開催を知り得るもの

そうすると、特定の政治的活動に係る日程は、青森県知事個人に関する情報としては、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であり、条例第7条第3号ただし書イに該当すると認めることが相当である。

しかし、これら以外の庁舎外日程は、青森県知事個人に関する情報としては、条例第7条第3号ただし書イに該当しない。

- b 相手方等個人に関する情報としての条例第7条第3号ただし書イ該当性について

特定の政治的活動に係る日程の中には、相手方情報が記録されているものが認められる。

そこで、以下、特定の政治的活動に係る日程のうち、相手方情報を含むもの

について、相手方等個人に関する情報として、条例第7条第3号ただし書イ該当性を検討する。

特定の政治的活動に係る日程に記録されている会合の名称及び当該会合の主たる出席者に係る情報（以下「会合の名称等」という。）であって、相手方情報を含むものについては、当該会合の開催自体、aで述べたとおり、条例第7条第3号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当する以上、当該会合の名称等も同様に解される。

よって、当該会合の名称等は、当該相手方等個人に関する情報としても、条例第7条第3号ただし書イに該当する。

なお、これ以外の情報は、相手方等個人に関する情報としては、条例第7条第3号ただし書イに該当しないが、当該相手方情報の部分を除くことにより、その他の部分を公にしても、当該相手方等個人の権利利益が害されるおそれはないと認められる。よって、当該相手方情報以外の部分は、条例第8条第2項が適用され、条例第7条第3号の情報には該当しない。

#### (イ) 条例第7条第3号ただし書ハ該当性について

##### a 青森県知事個人に関する情報としての条例第7条第3号ただし書ハ該当性について

庁舎外日程は、庁舎内以外における青森県知事の行動に関する記録であり、青森県知事個人に関する情報として、条例第7条第3号ただし書ハ該当性を個別に検討する必要がある。

庁舎外日程のうち、次の から までに掲げる日程（これらの日程と直接関連すると認められる同日の日程を含む。ただし、婚礼、通夜、葬式及び悔やみその他その記録自体から青森県知事の私事であることが明らかであると認められるものを除く。）は、客観的・外形的には、青森県知事が知事という地方公共団体の長又は執行機関の長としての地位において面談等を行い、又は会合に出席するものと認められる。

このほか、庁舎外日程には、次の に掲げるとおり、青森県知事が法人その他の団体（以下「法人等」という。）の役職員と面談等を行う日程及び法人等の役職員が同席する会合に出席する日程であって、当該法人等が営む事業の本県行政との関係又は経済的若しくは社会的影響の重要性に鑑みると、客観的・外形的には、青森県知事が知事という地方公共団体の長又は執行機関の長としての地位において面談等を行い、又は会合に出席するものも含まれている。

青森県知事が、国務大臣、市町村長又は青森県議会議長、副議長、前議長

若しくは前副議長（以下「首長等」という。）と面談等を行い、又は首長等が参加する会合に出席する日程

青森県の組織の名称（略称と認められるものを含む。）及び青森県職員（青森県議会議員を除く。以下同じ。）の姓若しくは氏名がともに併記され、又は会合に関する資料の作成に青森県職員が関与する等、青森県知事が面談等を行い、又は会合に出席するに当たり、青森県職員が秘書課職員と連絡し又は調整した日程

青森県知事が出席する会合の名称等が青森県知事の職務に直接関連し、又は青森県知事が県行政若しくは県政をテーマとする講演を行う日程

青森県知事が、青森県職員又は青森県職員であった者によって構成される会合に出席する日程

青森県知事が法人等の役職員と面談等を行う日程及び法人等の役職員が同席する会合に出席する日程であって、客観的・外形的に、青森県知事が、知事という地方公共団体の長又は執行機関の長としての地位において面談等を行い、又は会合に出席すると認められるもの

これら から までの日程（以下「庁舎外職務日程」という。）は、青森県知事の職務の遂行に係る情報であり、条例第7条第3号ただし書八に該当すると認めることが相当である。

b 相手方等個人に関する情報としての条例第7条第3号ただし書八該当性について

庁舎外職務日程の中には、相手方情報が記録されているものが認められる。

そこで、以下、庁舎外職務日程のうち、相手方情報を含むものについて、相手方等個人に関する情報として、条例第7条第3号ただし書八該当性を検討する。

(a) 相手方情報を含む庁舎外職務日程のうち、首長等である相手方等個人が青森県知事との面談等又は会合の相手方本人であると認められるもの

これらは、青森県知事が知事という地方公共団体の長又は執行機関の長としての地位において首長等と面談等又は会合を行うと認められる日程であり、客観的・外形的にこれを見た場合には、面談等又は会合の相手方である首長等は、首長等としての地位を離れた純然たる私的立場にある個人として青森県知事と面談等又は会合を行うものと見ることはできず、青森県知事の職務と関連し、公務員である当該首長等の職務として青森県知事と面談等を行い、

又は会合に出席するものであると認めることが相当である。

- (b) 相手方情報を含む庁舎外職務日程のうち、相手方等個人が公務員ではあるが、青森県知事との面談等の相手方本人又は青森県知事が出席する会合に参加する者本人ではなく、当該公務員の氏名等が、青森県知事、青森県知事と面談等を行う者又は青森県知事が出席する会合に参加する者のために、当該日程に関して秘書課職員と連絡し又は調整するために併記されていると認められるもの

この場合、当該公務員は、青森県知事の職務と関連し、当該面談等又は会合を補助するという固有の職務を行っているものと認めることが相当である。

- (c) 以上から、相手方情報を含む庁舎外職務日程のうち、上記(a)又は(b)に記録されている当該首長等又は公務員の職、氏名及び職務遂行の内容に係る部分は、条例第7条第3号ただし書八に該当すると認められる。

なお、これら以外の情報は、相手方等個人に関する情報としては、条例第7条第3号ただし書八に該当しないが、当該相手方情報の部分を除くことにより、その他の部分を公にしても、当該相手方等個人の権利利益が害されるおそれはないと認められる。よって、当該相手方情報以外の部分は、条例第8条第2項が適用され、条例第7条第3号の情報には該当しない。

#### 4 理由付記について

異議申立人は、本件処分に係る通知書における「開示しない部分」の記載が不当である旨主張していると認められる。この主張は、一面において、本件処分の理由付記が不十分であるとの主張であるとも解し得ることから、本件処分の理由付記が違法であるかどうか、以下検討する。

本件処分に係る通知書では、「4 開示しない部分」欄について、「・知事の公務以外の部分」、「・知事の公務に関する情報のうち、相手方の電話番号等の個人の基本的な情報及び心身の状況に関する情報」と記載されており、また、「5 4の部分を開示しない理由」欄について、「条例第7条3号該当（理由）個人のプライバシーに関する情報であるため。」と記載されている。

このような記載は、個々の不開示部分が、「知事の公務以外の部分」又は「知事の公務に関する情報のうち、相手方の電話番号等の個人の基本的な情報及び心身の状況に関する情報」のいずれに該当するのか示していないものの、根拠規定に加え、当該規定に該当する理由も記載されていることから、本件処分が理由付記に不備のある違法なものとは認められない。

## 5 結論

以上のとおり、本件情報には、条例第7条第3号に該当しない情報が記録されており、当該情報を開示することが妥当であるので、第1のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。